

実施方針等に係る質問書に対する回答

No	資料名等	質問/意見	項目	該当箇所							質問・意見	回答
				頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	実施方針	質問	建築設計業務を行う者	11	2	(5)	イ	(ア)	④		建築物の用途指定はなく、こういった建築物でも延面800㎡以上であれば宜しいという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	質問	建築設計業務を行う者	11	2	(5)	イ	(ア)	④		設備設計に関しては条件なしと考えてよろしいでしょうか、もしくは建築設計に準じるのでしょうか。	設備設計については参加資格要件の条件を設定していません。
3	実施方針	質問	参加資格要件	10	2	(5)	イ	(ア)	④		実績について、工事種別に関する記載がありませんが、「新築、増築、改築」のみでしょうか、「改修」も含まれますでしょうか。又、構造・階数・用途は問わないと考えて宜しいでしょうか。	構造・階数・用途は問いませんが、求める実績は、新築、増築または改築(従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度のものを建てるもの。)についてであり、改修は含みません。
4	実施方針	質問	敷地面積	19	4	(1)	エ				敷地面積113,287.49㎡はグラウンド敷地内の整備予定地の約12,000㎡を含まない数値でしょうか。それとも、本事業に際して敷地面積113,287.49㎡から約12,000㎡を除くと考えて宜しいでしょうか。	後段のご理解のとおりです。113,287.49㎡から倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫を整備予定の約12,000㎡を除く面積が本事業用地の対象敷地となります。
5	実施方針	質問	解体対象となる施設	20	4	(2)	ア				別添資料2(解体対象施設)にある施設のうち、質問該当箇所の解体対象となる施設(No.1～12)にないものは本事業での解体対象外と考えて宜しいでしょうか。また、No.12その他工作物について具体的にお示しいただけないでしょうか。	擁壁などの有用工作物や「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備事業」で先行撤去する施設・残置物を除いて、事業敷地内のすべての施設・工作物・残置物が解体・撤去の対象となります。その他工作物(別添資料12)については位置、写真等を募集要項公表時に改めてお示しします。
6	実施方針	質問	解体対象となる施設	20	4	(2)	ア				解体対象となる施設には舗装及び外構排水設備も含むと考えて宜しいでしょうか。含む場合は範囲をお示しください。	ご理解のとおりです。範囲は、事業敷地内となります。対象施設等が、有用工作物である場合は、解体しないことも可能と考えています。
7	実施方針	質問	解体対象となる施設	20	4	(2)	ア				地中障害物の調査等も本事業に含むと考えて宜しいでしょうか。また、調査により予測できない障害物が認められた場合の処理費用については協議によるが、貴市がご負担いただくと考えて宜しいでしょうか。	地中障害物の調査、及び有用工作物を除く地中障害物の処理も本事業の範囲です。また、事前調査等で予測できない障害物の処理費(隠れた瑕疵)については市側のリスクと考えていますが、具体的な取り扱い募集要項と併せて公表する契約書(案)をご参照ください。

実施方針等に係る質問書に対する回答

No	資料名等	質問/意見	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
				頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
8	実施方針	質問	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23	7	(2)						「本事業において交付金等を充当することを前提と・・・」とありますが、どのような交付金を充当しようとしているのでしょうか。 ※念のため採択要件や仕様用途などを把握しておきたいための質問です。	公園整備に係る社会資本整備総合交付金、複合施設のZEB化に伴う環境省の補助金等を想定しています。
9	実施方針	質問	その他事業の実施に関し必要な事項	24	8	(1)						「債務負担行為に関する議案を令和4年6月定例会に提出する予定」とありますが、本事業に係る総事業費が把握できるのはいつ頃になりますか。※総事業費が事業参加の最重要判断基準となりますので。	債務負担行為に関する補正予算案(2,177,000千円)を5月30日に公表していますのでご確認ください。
10	要求水準書(案)	質問	目次 別添付資料一覧									資料4の既存建物図面とは具体的にどの建物の図面でしょうか。また建築図以外の構造図、設備図も含まれるのでしょうか。	別添資料4の既存建物図面データが入ったDVDをお渡ししますのでご確認ください。
11	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	6	2	(1)						解体業務の対象施設として資料2に「合併浄化槽」が含まれていますが、新たに整備する污水排水設備は、浄化槽による処理が条件になるのでしょうか？それとも既存合併処理場付近の既設公共下水道へ接続が可能でしょうか。	後段のご理解のとおりです。污水排水設備は公共下水道へ接続してください。 なお、別添資料2に掲載されている施設のうち、⑮受水槽棟、⑯合併浄化槽は「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備事業」で先行して撤去します。 (別添資料2に掲載されている、⑩茶室棟、⑪女子寮棟、⑫レストラン棟はすでに存在しません。)
12	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	6	2	(1)						解体業務の対象施設の中に計画地内の道路に埋設されている上水道や排水管などの既存の供給処理配管類の取り扱いが示されていませんが、整備、利用の支障がない場合は存置としてもよろしいでしょうか。	原則撤去となりますが、対象物の埋設状況等によって取り扱いは異なります。具体的な取り扱いは優先交渉権者決定後に協議の上決定します。
13	要求水準書(案)	質問	対象施設の概要	6	2	(1)						別添資料2(解体対象施設)にある施設のうち、質問該当箇所の解体対象となる施設(No.1~12)にないものは本事業での解体対象外と考えて宜しいでしょうか。 また、No.12その他工作物について具体的にお示しいただけないでしょうか。	擁壁などの有用工作物や「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備事業」で先行撤去する施設・残置物を除いて、事業敷地内のすべての施設・残置物が解体・撤去の対象となります。その他工作物(別添資料12)については位置、写真等を募集要項公表時に改めてお示しします。
14	要求水準書(案)	質問	解体業務の対象施設	6	2	(1)						表2-1解体業務の対象施設は、基礎も含めて全て撤去と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。地形保全・安全性確保に悪影響を及ぼす可能性等、特別な理由がない限り原則として全撤去とお考え下さい。

実施方針等に係る質問書に対する回答

No	資料名等	質問/意見	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
				頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
15	要求水準書(案)	質問	PCBの含有状況	8	2	(2)	ウ	(シ)				PCBの状況資料6により、コンデンサは低濃度PCB廃棄物として処分を行うとの認識で宜しいでしょうか。	低濃度PCB廃棄物として市で処分します。照明器具から取り外したのち、市が指定する場所(事業敷地内)に移動し、市に引き渡してください。なお、PCB含有機器の資料を追加資料2でお示しますのご確認ください。
16	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	10	3	(2)	ア					都市計画法関連にて、「※複合施設は都市計画法に関連する施設に該当しないため、敷地分割し別敷地に建設する計画とすること。なお、分割の範囲は提案による。」とありますが、敷地の分割に係る手続き等の費用についても事業者の負担でしょうか。	「敷地分割」とは都市公園とそれ以外の区域を「用途可分」として分けることを指しますが、分筆等を行うわけではないため、事業者による費用負担はありません。
17	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	10	3	(2)	ア					都市計画法関連にて、「※複合施設は都市計画法に関連する施設に該当しないため、敷地分割し別敷地に建設する計画とすること。なお、分割の範囲は提案による。」とありますが、都市公園として確保すべき最低限の面積(m ²)はありますか。	都市公園の面積については、公園種別として地区公園を想定しているため、概ね4ha以上を標準として、確保するように計画を提案してください。
18	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	10	3	(2)	ア					その他の記載に「近隣のボーリングデータを資料11として提示する」とあり、資料11に調査名の記載がありますが、具体的な調査位置が不明です。調査位置図を提示いただくことは可能でしょうか？	具体的な調査位置はデータが残っておらず、お示しすることができません。なお、近隣のデータとなりますが、追加で「倉敷市総合福祉会館地質調査報告書」を提供することは可能です。
19	要求水準書(案)	質問	敷地面積	10	3	(2)	ア					敷地面積113,287.49m ² はグラウンド敷地内の整備予定地の約12,000m ² を含まない数値でしょうか。それとも、本事業に際して敷地面積113,287.49m ² から約12,000m ² を除くと考えて宜しいでしょうか。	後段のご理解のとおりです。113,287.49m ² から倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫を整備予定の約12,000m ² を除く面積が本事業用地の対象敷地となります。
20	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設	11	3	(2)	イ					災害時の活用想定で炊き出しとの記述がありますが、必要備品の格納場所についての想定をお示してください。	「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備事業」において、倉敷学校給食共同調理場又は防災備蓄倉庫に炊き出し用回転釜、防災食等を配備する予定です。
21	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設(整備対象となる施設)	11	3	(2)	イ					表3-2にて整備対象となる公園施設の一覧が示されていますが、防災上の施設・設備については示されず、「防災・災害対応への配慮」が示されているのみです。したがって、防災上の配慮をしたうえで公園施設を整備し、防災対応のみの施設・設備は整備対象としないと考えてよろしいでしょうか(例えば、自家発電設備など)	要求水準に規定する内容以外にも積極的な事業者提案に期待します。本事業の特性を踏まえ効果的な機能とともに必要となる防災対応の施設・設備をご提案ください。

実施方針等に係る質問書に対する回答

No	資料名等	質問/意見	項目	該当箇所							質問・意見	回答
				頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
22	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	16	3	(3)	イ	(ア)	④		「歩行者、車両の動線を交錯させない等、安全性に配慮した動線計画とすること」とありますが、現在のメイン道路には歩道が設置されていません。メイン道路には歩道を設置することを想定していますか。	現在のところ市道に歩道を設置することは想定していません。
23	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	16	3	(3)	イ	(ア)	⑬		「敷地内の樹木の伐採・間伐、雑草等の除去を適切に行い、林地部分の整備を行うこと」とありますが、「敷地内の各ゾーンの利用目的に応じた適切な整備を行う」と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。敷地内の利用計画や利用者の安全性を踏まえご提案ください。
24	要求水準書(案)	質問	耐震安全性	17	3	(3)	イ	(イ)			耐震安全性は「岡山県耐震対策等基本方針」ではなく「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠するとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	17	3	(3)	イ	(ウ)	②		「a)グラウンド部分の既存施設のキュービクルは「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備運営事業」にて先行撤去」とありますが、先行撤去はキュービクル本体のみでしょうか？それともキュービクルから本計画地側へ伸びている配管構造物も含め先行撤去されるのでしょうか？	「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備運営事業」で先行撤去される配管構造物等について追加資料1でお示ししますのでご確認ください。
26	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	19	3	(3)	ウ	(ア)			「レクリエーション広場」の配置計画については、現在事業者募集中の「防災備蓄倉庫・学校給食共同調理場」の提案結果によると思われますが、提案結果は、本事業の提案時期までに提示されると考えてよろしいでしょうか。	7月頃にはお示しできる見込みです。
27	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	19	3	(3)	ウ	(ア)			「器具庫」や「トイレ棟(ア)」など、小規模なため、二次製品の使用も考えられます。必要な機能を備えた二次製品の使用を想定してもよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていれば、二次製品であっても構いません。
28	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	19	3	(3)	ウ	(ア)			トイレ棟(ア)の「b)便器は各1以上とする」とあります。各1以上とは、多目的トイレ1器のほか、女性便器1器、男性大便器1器、男性小便器1器以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に係る質問書に対する回答

No	資料名等	質問/意見	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
				頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
29	要求水準書(案)	質問	公園施設及び複合施設等整備業務に関する事項	31	3	(5)	イ					「本市が行う公園施設及び複合施設の建設に関する周辺説明会等に必要資料の作成支援や立ち合い等に協力する」とあります。設計段階での説明会等は必要でしょうか。※(5)建設及び工事監理業務の業務内容及び要求水準での記載であるため。	設計段階での説明会は想定していませんが、地元住民からの要望等で開催することになりましたら、協力要請する場合があります。
30	別添資料3	質問										⑨崩落個所の補修との記述がありますが、これはすでに補修済みとの認識で宜しいでしょうか。	これまで対症療法的な補修工事を実施していましたが、本事業ではより安全性の高い構造補強を想定しています。費用対効果を踏まえたご提案に期待します。
31	別添資料3	質問	既存樹木等の取扱い									重点的な対応とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。既存のまま残すのではなく、重点的に、樹木の間伐・剪定・草刈り・法面補修等の整備をするということでしょうか。	安全に配慮しつつ、美しい景観が保てる程度に樹木の間伐・剪定・草刈り等を行っていただきたいと考えており、特に優先度の高いエリアを別添資料3にお示しているところです。なお、樹木の間伐・剪定・草刈り・法面補修等は、事業費をあらかじめ設定させていただき、その範囲内で提案・実施していただくことを想定しています。
32	別添資料5	質問	アスベスト調査									資料5以外で、提供いただいた既存図仕上表にも記載のない事項でのアスベスト含有やPCBが検出された場合は、業務費追加の対象となりますか。	新たに使用が認められたアスベスト含有材の処分等については合理的な範囲内で市が負担します。また、解体事前調査の結果、PCB安定器が確認された場合は、照明器具から取り外し市に引き渡していただきますが、この業務に係る費用追加はありません。なお、PCBの処分は市が行います。
33	別添資料11	質問	データ追加									近隣で工事中の倉敷市総合福祉会館のボーリングデータは提供いただけませんか。	倉敷市総合福祉会館のボーリングデータの提供の希望がありましたら、提供可能ですのでお申し出ください。また、おかやま全県統合型GIS>社会基盤関連情報>地番情報でもご確認いただけます。 http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal?mid=2061
34	別添資料7・12	質問	現地参考写真									現地を拝見すると、別添資料7や12以外にも家具や小物など多数残されているものがありますが、そちらは貴市で撤去いただけるという理解で宜しいでしょうか。	別添資料7は主な残置物を示すものであり、施設内のすべての残置物が撤去の対象となります。また、別添資料12についても、複数の照明等をお示していませんが、それらも含めて解体の対象となります。なお、別添資料12については、位置、写真等を募集要項公表時に改めてお示します。
35	現地見学会	質問	後日の見学等									5月18日の現地見学会の際に、後日の見学について随時ご対応いただけるとのお話でしたが、期間や日程の制限があればお示しください。	期間や日程の制限は特にありませんが、お互いの日程調整をしながら対応させていただきます。